

農地転用許可後の事業計画変更承認申請書添付書類

	必要添付書類	市	県	本人
1	農地転用許可後の事業計画変更承認申請書 ※申請書が2枚以上に分かれる場合は、1つに綴じた上で、ページの間に割印をすること。	○	○	○
2	確定測量図 ※申請地が「全面積の一部」の場合に必要。申請書と割印すること。	○	○	○
3	委任状 ※本人申請ではなく行政書士が申請する場合に必要。	写	○	写
4	住民票 ※全部事項証明書に記載されている住所と現在の住所が違う場合に必要。 (住所の異動の経緯がわかるものを添付すること)	写	○	写
5	全部事項証明書 (土地登記簿謄本) <法務局>	写	○	写
6	公 図 (字絵図) <法務局> ※隣地の現況地目を記入すること。	写	写	写
7	位置図 (1/10,000～1/50,000 程度) ※申請地が市のどこに位置するか分かる位置図。	○	○	○
8	現場案内図 (住宅地図の写し等) ※申請地を枠線で明記すること。	○	○	○
9	配置図 (縮尺 1/500～1/2,000 程度) 及び排水計画図 ※雨水、雑排水の排水計画及び隣地農地の用排水手当てを含め、図面に示すこと。 規模の妥当性を確認するため、建物・駐車場枠、土地境界までの寸法を図示すること。	○	○	○
10	平面図 (建物の間取等図面) ※建築物がある場合に必要。	○	○	○
11	誓約書 ※宛名は「岐阜県知事」とすること。	○	○	○
12	地区担当委員の調査依頼書 ※調査依頼書とは別に、「8 現場案内図」、「9 配置図及び排水計画図」を準備し、地区担当委員に渡すこと (担当地区委員が現場の調査を行う際に必要)。	○		
13	始末書又は農地性がなくなった経緯がわかる説明書 (様式は任意) ※申請地が既に農地以外の土地になっている場合に必要。	写	○	
14	理由書 (様式は任意) ※店舗、駐車場、資材置場の場合に必要 (なぜ申請地に必要なのか、駐車場台数の根拠等を明確に記載)	○	○	
15	土地改良の受理証明書 <土地改良事務局：分庁舎4階> (土地改良区で転用の申請をすることで発行される証明)	○		
16	宅地建物取引免許の写し ※分譲住宅・宅地分譲の場合に必要。	写	写	
17	法人の登記事項証明書又は定款 若しくは寄付行為の写し	写	○	
18	資金証明 (残高証明、融資証明、通帳等)	写	○	
19	仮換地証明	写	○	

※その他事業内容により必要となる書類があります。

※転用申請される前に、転用計画が建築確認等の関連法令に適合することを確認してください。

※申請書類の受付の締切日は、毎月17日 (休日の場合は前開庁日)、許可予定日は翌月末 (転用面積が1,000㎡未満の場合) です。

(諸般の都合で締切日が変更されることがありますので、事前に農業委員会事務局へ 締切日の確認をしてください)。

総会開催日に申請書の不備や添付書類に不足がある場合は、その申請を総会に諮れないことがあります。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

計画変更申請者（承継者）
住所
氏名

当初事業計画者（譲渡人）
住所
氏名

下記土地に係る農地法第 条の規定による転用許可については、 年 月 日付け岐阜県指令 第 号をもって許可されましたが、下記のとおり計画変更をしたいので、承認願います。

1.土地の表示

当初計画者	土地の所在の地番	地 目		面 積	備 考
		台 帳	現 況		
				m ²	

2.当初計画者が、当初計画どおり事業を遂行できない理由

3.承継者の事業計画の詳細及び緊急性

4.事業計画に係る資金調達について

5.転用によって生ずる周辺農業の被害防除に関する施設の概要

6.その他

誓 約 書

別記土地を転用することについて下記事項を守ることが約束します。

岐 阜 県 知 事 様

年 月 日

〔転用事業者〕 住 所

氏 名

印

記

1. 農地法により許可を受けた後は申請通りの目的に供すること。
2. 農業用の用排水及び道路に支障のないよう措置すること。
3. 用排水路、道路（私有地を含む）、河川敷等の法面を埋め立て又は占用するときは、別途 市長に国道、県道及び河川については、国道事務所及び県土木事務所に所定の手続をし、その承認を受けて施工すること。
4. 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに市長に届出し所定の手続を了した上施工すること。
5. 付近の土地、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れのあるときには、それに対する防除施設を施すこと。
6. 転用地に工場、畜舎等を設置するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施すこと。（別途、市県等に届出、協議等を必要とする施設についてはそれを了すること。）
7. 付近の土地、道路及び水路について、埋立の際及び転用後において土砂の流失、湧水、たい積、崩壊又はこの転用により施設等から生ずるガス、ばい煙、粉塵、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等により被害を与えたときは、それに対する損害を補償すること。
8. 建築基準法に定める基準までに道路を拡幅されても支障のないように転用して道路拡幅の際にはその事業に協力すること。
9. 転用事業者は、転用計画が建築基準法等関連法令に適合することを申請前に確認をすること。
10. その他特約事項
 - ①農地転用許可後に事業計画を変更し転用事業を行うこととなったときは、事業計画変更申請書（誓約書等関係書類添付）を農業委員会経由許可権者に提出すること。
 - ②転用事業完了後において許可にかかる土地を止むを得ず他に譲渡するときは、譲渡人の責任において新たに取得する者にこの誓約事項を確実に引き継ぐこと。

土 地 の 表 示

美濃加茂市

地目

面積

調查依頼書

美濃加茂市農業委員会宛

1. 申 請 目 的 農地法第 条による許可申請
(その他)

2. 転 用 目 的 一般個人住宅 その他 ()

- ### 3. 3条申請の場合受人の耕作面積

1. 田	m ²	2. 畑	m ²	計	m ²
------	----------------	------	----------------	---	----------------

- #### 4. 申請當事者

譲渡人 (貸人)	住 所 氏 名
-------------	------------

譲受人 (借人)	住 所 氏 名
-------------	------------

- ## 5. 土地の表示

所 在			地 番	現況地目	面 積 m ²	備 考
町	丁 目	字				

上記確認いたしました。

年 月 日

地区担当委員